



質疑発言通告書

令和6年4月16日
午前11時1分受付
(通告書 2枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和6年4月16日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 橋本 佳子

| 発言事項 | 要旨 | 答弁者 |
|-------|--|------|
| 報告第4号 | 専決処分第3号 損害賠償額の決定及び和解について 原因と子ども家庭庁から通知を受けた後の対応について伺います。 | 担当部長 |
| 報告第5号 | 専決処分第4号 損害賠償額の決定及び和解について 原因と子ども家庭庁から通知を受けた後の対応について伺います。 | 担当部長 |
| 報告第6号 | 専決処分第5号 損害賠償額の決定及び和解について 原因と子ども家庭庁から通知を受けた後の対応について伺います。 | 担当部長 |
| 報告第7号 | 専決処分第6号 損害賠償額の決定及び和解について 原因と子ども家庭庁から通知を受けた後の対応について伺います。 | 担当部長 |

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

| 発 言 事 項 | 要 旨 | 答 弁 者 |
|---------|--|-------|
| 承認第2号 | <p>専決処分第29号 つくば市認定国際戦略総合特別区域計画の推進に関する条例の一部を改正する条例 条例の対象となる指定法人の数、減免した金額、成果について伺います。</p> | 担当部長 |
| 議案第2号 | <p>つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 改正の概要と影響について伺います。</p> | 担当部長 |

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



質疑発言通告書

令和 6 年 4 月 17 日
午前 8 時 45 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6 年 4 月 17 日

つくば市議会議長 五頭 泰誠 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

| 発言事項 | 要旨 | 答弁者 |
|---------|--|------|
| 報告第 4 号 | 専決処分第 3 号 損害賠償額の決定及び和解について 市が委託発注した障害者相談支援事業について、相手方に消費税等相当額、延滞税等相当額を支払う件について 1 厚生労働省等からの事務連絡が2023年10月4日発出であるが、前年度でなく今の時期に処分の実施がずれ込んだ理由 2 今回の対象事業は非課税事業である特定相談支援事業等と実務上どのように区分されるのか | 担当部長 |
| 報告第 5 号 | 専決処分第 4 号 損害賠償額の決定及び和解について 市が委託発注した障害者相談支援事業について、相手方に消費税等相当額、延滞税等相当額を支払う件について | 担当部長 |

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

| 発 言 事 項 | 要 旨 | 答 弁 者 |
|---------|---|-------|
| 報告第6号 | <p>1 厚生労働省等からの事務連絡が2023年10月4日発出であるが、前年度でなく今の時期に処分の実施がずれ込んだ理由</p> <p>2 今回の対象事業は非課税事業である特定相談支援事業等と実務上どのように区分されるのか</p> <p>専決処分第5号 損害賠償額の決定及び和解について</p> <p>市が委託発注した障害者相談支援事業について、相手方に消費税等相当額、延滞税等相当額を支払う件について</p> | 担当部長 |
| 報告第7号 | <p>1 厚生労働省等からの事務連絡が2023年10月4日発出であるが、前年度でなく今の時期に処分の実施がずれ込んだ理由</p> <p>2 今回の対象事業は非課税事業である特定相談支援事業等と実務上どのように区分されるのか</p> <p>専決処分第6号 損害賠償額の決定及び和解について</p> <p>市が委託発注した障害者相談支援事業について、相手方に消費税等相当額、延滞税等相当額を支払う件について</p> | 担当部長 |
| | <p>1 厚生労働省等からの事務連絡が2023年10月4日発出であるが、前年度でなく今の時期に処分の実施がずれ込んだ理由</p> | |

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

| 発 言 事 項 | 要 旨 | 答 弁 者 |
|---------|---|-------|
| | 2 今回の対象事業は非課税事業である特定相談支援事業等と実務上どのように区分されるのか | |

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。